相模原市監查委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年2月26日に実施した財務監査及び工事監査の結果に基づき講じた措置の内容について、教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋本愼一

同 久保田 浩 孝

同 大槻和弘

第 1 財務監査

- 監查対象事務 扶助費の支出に関する事務
- 2 監査の日程 令和2年10月7日から令和3年2月26日まで
- 措置に係る通知日 3 教育委員会から通知があった日 令和3年3月17日
- 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

イ 学務課の扶助費の支出に関する事 務について調査したところ、岩本育 英奨学金の給付事務において、次の ような事例が見られた。

当該奨学金は、通常は各学期の終 了後にその学期分を給付するとこ ろ、「相模原市岩本育英奨学金 奨学 生の手引き」(令和2年度版)におい て、新1年生については希望に応じ て4月及び5月分を5月末までに給 付することができるものとされてお り、3名の希望者に対し5月29日 付けで給付が行われていたが、給付 台帳に実績を記載する際に1名につ いて誤って別の奨学生の欄に記載し ていた。そのため、1学期分の給付 において、4月及び5月分の給付実 績の記載が漏れていた奨学生につい ては、当該月分が重複し過払いとな っており、4月及び5月分の給付実 績がないにもかかわらず給付済みで あると記載されていた奨学生につい ては、当該月分が給付漏れとなって いた。

務の執行に当たっては、改めてその│令和3年2月26日までに給付額の過

措置の内容

令和2年10月7日から令和3年2 月26日にかけて実施された財務監査 における指摘事項につきましては、次の とおり改善措置を講じました。

今回の誤りが生じた原因については、 相模原市岩本育英奨学金に係る給付事 務と、新型コロナウイルス感染症への対 応が重なって繁忙を極めたことに加え、 感染症防止対策として、奨学生への給付 方法を手渡しから口座振込へ一時的に 事務処理手順を変更したこと、複数の担 当者が配置されていたにもかかわらず、 支給台帳作成など一連の事務を実質1 名で行っていたこと、奨学金給付時にお ける確認が不十分であったことにあり ます。

なお、本事例への対応については、対 象の奨学生2名に状況の説明と謝罪を 行いました。その上で、当該奨学金の8 月分から12月分の給付において、過払 いを生じた奨学生については、4月分と 5月分の2か月分を減じ、また、給付漏 れを生じた奨学生については、4月分と 今後、扶助費等の支出に関する事 | 5月分の2か月分を加えて給付を行い、

重要性を認識し、事務処理方法や確 認体制の見直しを図るなど再発防止 に取り組み、適正に事務を執行され たい。

【学務課】

不足を解消しました。

今後の当該奨学金の給付事務におい ては、給付事務の基礎資料となる給付台 帳を年度当初に作成するとともに、その 内容が適正であることの確認を主担当 者と副担当者により行うこととします。 また、給付台帳の更新については、当該 奨学金の支給の都度、支給状況との相違 がないことを、予算執行票及び歳出予算 整理簿と照合し、その結果についてチェ ックリストを用いて管理するとともに、 給付台帳の作成や奨学生への通知等の 事務を行う職員と、予算執行票を起案す る職員を分けるなど、事務を分業する体 制とすることで、チェック機能がより働 くよう改めることにより再発防止に努 めてまいります。

【学務課】

第2 工事監査

- 1 監查対象工事 市立上溝南中学校B棟校舎改造工事
- 2 監査の日程 令和2年10月7日から令和3年2月26日まで
- 措置に係る通知日 教育委員会から通知があった日 令和3年3月17日
- 監査の結果及び講じた措置の内容

学校施設課が実施した市立上溝南中 学校 B 棟校舎改造工事に係る工事打合 せ書を調査したところ、材料加工室等の 出入口引違い戸の形状変更が必要とな り工事費の増額が見込まれたことから、 工事費の調整を図るため、自転車置場の 建築を取りやめ、既存の工作物を利用|階や工事施工段階において、改修対象棟

措置の内容

令和2年10月7日から令和3年2 月26日にかけて実施された工事監査 における指摘事項につきましては、次の とおり改善措置を講じました。

工事内容の変更時のみならず、設計段

し、再設置することとしていた。

これにより、自転車置場に係る直接工事費867,291円を減額し、直接工事費150,000円とこれに生じる諸経費と消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を執行していた。

しかしながら、当該工作物は、単管パイプ等の簡易な材料で設置されたもので、建築基準法(昭和25年法律第201号)に抵触する恐れがあることから、工事完了の約1年後に職員により撤去されており、結果として、当該工作物の設置は、不適切な支出となっていた。

今後は、工事内容の変更に当たって は、各種法令や学校施設における事故防 止の観点から、安全性の確保を重視し、 適正に工事を執行されたい。

【学校施設課】

周辺の工作物等に関する建築基準法の 手続について、定期的に課内研修を実施 し、周知徹底を図るなど、より厳格に安 全性を再確認してまいります。また、本 件工事において、工事打合せ書による確 認をせず、口頭でのやり取りによる確認 があったため、書面にて工事打合せ書の 取り交わしを徹底し、課長決裁により内 容の確認を徹底してまいります。

【学校施設課】